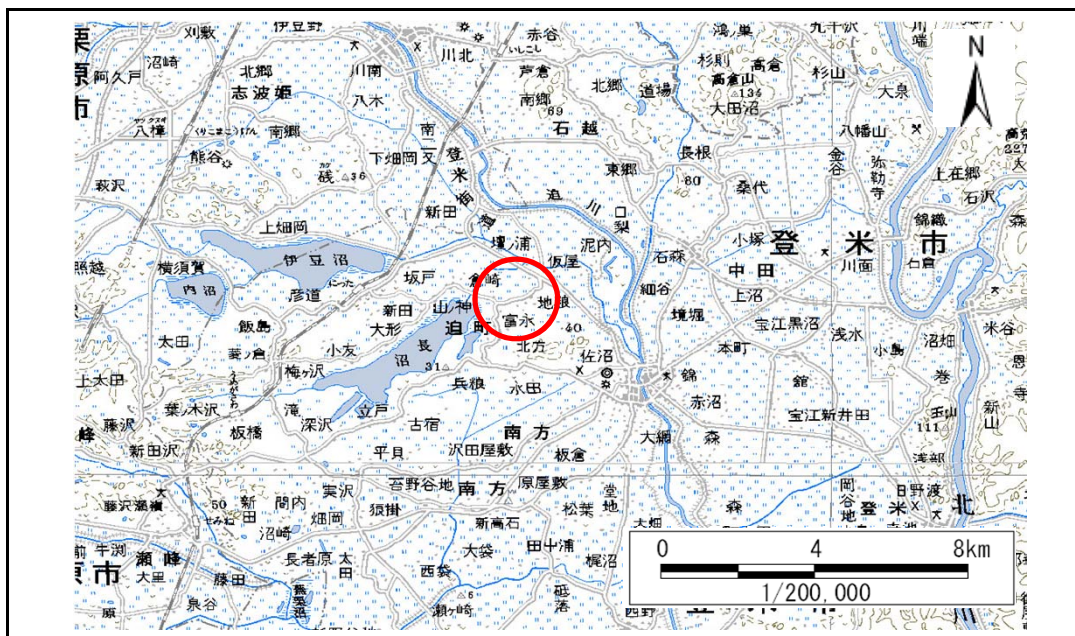


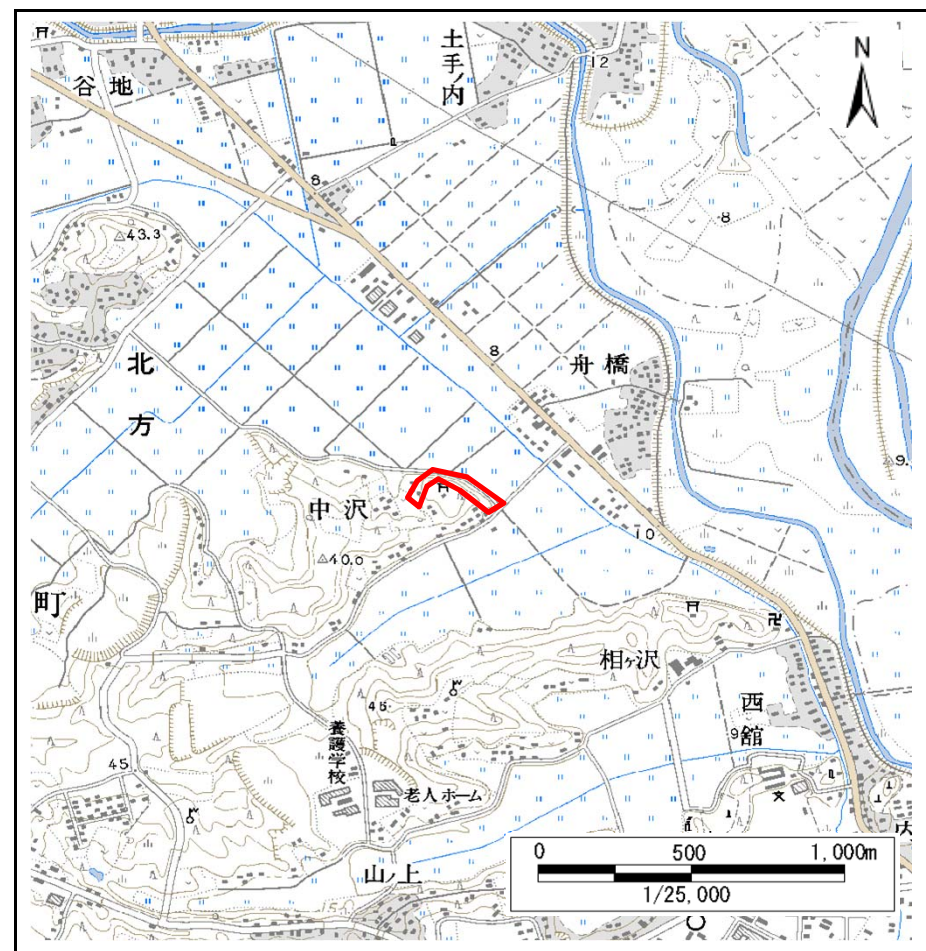
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-人-110(1322000110)
箇所名	宮崎
所在地	登米市迫町北方字宮崎
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

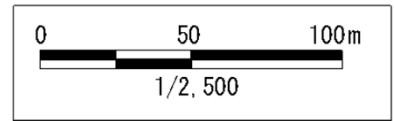
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平23情複、第421号)

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

調査年度	平成22年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-110(1322000110)	箇所名	宮崎	所在地	登米市迫町北方字宮崎
---------	------	----------------------	-----	----	-----	------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ³ を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

調査年度	平成22年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-110(1322000110)	箇所名	宮崎	所在地	登米市迫町北方字宮崎
---------	------	----------------------	-----	----	-----	------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	[Yellow line]	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ³ を超える区域	[Orange line]
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	[Brown line]
	それ以外の区域	[Red line]

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

調査年度	平成22年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-人-110(1322000110)	箇所名	宮崎	所在地	登米市迫町北方字宮崎
---------	------	----------------------	-----	----	-----	------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ³ を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
	それ以外の区域	

凡例	上端	横断測線
	下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

急傾斜地の位置 | 箇所番号 | II-人-110(1322000110) | 箇所名 | 宮崎 | 所在地 | 登米市迫町北方字宮崎

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	24.4	1.0	-	-	15.0	3.0	~								
2 ~ 3	-	-	22.1	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
3 ~ 4	-	-	42.2	1.0	22.7	4.5	15.2	3.0	~								
4 ~ 5	-	-	65.6	1.0	18.2	3.6	15.2	3.0	~								
5 ~ 6	-	-	65.6	1.0	17.2	3.4	15.2	3.0	~								
6 ~ 7	-	-	65.5	1.0	17.2	3.4	15.2	3.0	~								
7 ~ 8	-	-	65.5	1.0	17.2	3.4	15.2	3.0	~								
8 ~ 9	-	-	65.6	1.0	17.2	3.4	15.2	3.0	~								
9 ~ 10	-	-	66.1	1.0	17.2	3.4	15.2	3.0	~								
10 ~ 11	-	-	66.1	1.0	17.2	3.4	15.2	3.0	~								
11 ~ 12	-	-	66.1	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第757号
告示年月日	平成26年9月9日

急 傾 斜 地 の 位 置 | 箇所番号 | II-人-110(1322000110) | 箇所名 | | 宮 崎 | 所在地 | 登米市迫町北方字宮崎

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	59.1	1.0	-	-	10.2	2.1	~								
2 ~ 3	-	-	55.6	1.0	-	-	10.2	2.1	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								